

米国における問題点と要望

区分	経由団体	No	問題点	問題点内容	要望	準拠法
2 国産化要請・現地調達率と恩典	日機輸 電線工	(1)	バイ・アメリカン条項による米国製品優遇	<ul style="list-style-type: none"> 鉄道車両の部品を輸出したいが、バイ・アメリカン条項の存在が取引を委縮させている。(継続) バイ・アメリカンは良し悪しである。中国勢、日本勢等競合社の参入を抑制する効果がある一方で、米国市場向けに当社がメキシコなどの低賃金国で生産または製造委託をする可能性まで閉ざしてしまう。結果的に、米国内での競争力低下にもつながる。 	<ul style="list-style-type: none"> 米国製品を外国製品より優遇する条項は廃止して欲しい。 ある一定の適用は必要と認識するが、大幅に拡張すべきではない条項と思う。 	各種法令に挿入されているバイ・アメリカン条項
	日機輸	(2)	バイ・アメリカン方針の変更、拡張	<ul style="list-style-type: none"> すべての連邦インフラ案件において、米国製品のみもしくは50%以上米国製を要求する脅威。おそらく一般的には連邦調達と州での適用。ニューヨーク州は既に適用済み。 	<ul style="list-style-type: none"> これは報復/貿易戦争を招くとともに、比較優位を認識することができない。消費者へのコストを増大させ、品質、その他の基準の選択肢を狭め/排除してしまう。この議案の反対を要望。 	インフラ投資計画 各州の立法
	日機輸			(参考)		
	日機輸			<ul style="list-style-type: none"> ニューヨーク州では、2017年6月に、一定額を超える物品又はサービスの調達において州機関に米国産品の購入を求めるニューヨーク・バイ・アメリカン法(New York Buy American Act)が議会で可決され、同年12月にニューヨーク州知事の署名を経て立法された。 また、テキサス州でも、バイ・アメリカン法を強化する立法が2017年5月に州議会で可決されている(「2018年版不正貿易報告書」)。 2018年8月21日、USTRと米商務省は、バイ・アメリカン法令の運用を強化する「バイ・アメリカン、ハイヤー・アメリカン」に関する大統領令(4月18日付)に基づく大統領への報告にあたり、米国が締結した自由貿易協定やWTO政府調達協定(GPA)上の米国の国際義務がバイ・アメリカン法令の運用に及ぼす影響について意見募集を実施(意見提出期限:2017年9月18日午後11時59分(米国東部現地時間))した。(通商問題デイリーアラート2017年9月4日) 		
自動部品 自動部品	(3)	米国内回帰によるコスト高、人材確保の困難の懸念	<ul style="list-style-type: none"> 現米国政府の保護政策に基づき、大手製造業拠点の米国内回帰が進みつつある。当該企業の周辺地域では、人材流出・採用難・賃金上昇等、短期的には経営環境は悪化すると思われる。 米国内業者からの部材調達では価格が折り合わない為、現在、部材購入金額の6割超を北中米・アジア圏等から輸入している。立ち消えになったと思われる国境税調整制度(輸入仕入高の損金不算入)に代わる新制度が検討・施行されると、更なるコスト高が進行する可能性がある。 	<ul style="list-style-type: none"> 自由競争の推進(過度な保護政策の自粛)。 自由競争の推進。 	税法、他	
6 外資優遇策の縮小	日機輸	(1)	対米外国投資委員会(CFIUS)プロセスの変更	<ul style="list-style-type: none"> より多くの米国産業やサービスへの海外からの投資に反する可能性がある。(米国における外国投資委員会への指針を通じて) 	<ul style="list-style-type: none"> 提携先や貿易パートナーとの相互交流のルートを確保する。 	「重要な米国の産業」への限定的な「国外からのコントロール」についての具体的な対象は米国議会が定めるところによる
9 輸出入規制・関税・通関規制	時計協	(1)	高輸入関税	<ul style="list-style-type: none"> 米国の時計の関税は、複雑な関税体系と定額税・従価税の併用により、平均関税を算定することは極めて困難であるが、日本時計協会の推定によると約5%である。一方日本の時計輸入関税は1983年よりゼロである。(継続) 	<ul style="list-style-type: none"> 輸入関税の早期撤廃を要望する。 	1930年関税法及び米国統一関税率表

経由団体:各個社の意見がどの団体を經由して提出されたかを表したものであり、表示団体を代表する「主張」「総意」等を意味するものではありません。

区分	経由団体	No	問題点	問題点内容	要望	準拠法
9	日機輸			<ul style="list-style-type: none"> 以下の日本製化学品に關税がかかっており、關税のかからない韓国企業製品との競争上の不利を取り除いて頂きたい。 - フェノール:5.5% - アセトン:5.5% - BPA:5.5% (継続)	<ul style="list-style-type: none"> 日本製化学品に係る關税の削減・撤廃。 	
	日機輸			<ul style="list-style-type: none"> タイヤで4%の關税がかかっており、その削減・撤廃により当社取扱商品の価格競争力向上を実現したい。 	<ul style="list-style-type: none"> タイヤに係る關税の削減・撤廃。 	
	時計協	(2)	輸入關税算定方法の複雑性	<ul style="list-style-type: none"> 時計の輸入關税の算定方法が複雑である。 - 時計に関し、關税率はムーブメント、ケース、バンドと部品毎に設定されている。ムーブメントの關税は定額、その他の部品の關税は定率となっている。 - 時計に関し、1999年3月に発表されたITCの關税簡素化のための報告書には、依然として6桁分類に統一されておらず、8桁分類に依存し、サイズ分類、価格分類が残存しており、又、ムーブメントに対する定額税の問題は、簡素化されていない。 (継続)	<ul style="list-style-type: none"> 完成品に定率の關税を賦課する方式に簡略化することを要望する。 	<ul style="list-style-type: none"> 1930年關税法及び米国統一關税率表
	時計協			<ul style="list-style-type: none"> 輸入關税算定方法の複雑性の結果、Statistical Notesとして完成品腕時計であればムーブメント、ケース、バンド/ストラップ/プレスレット、電池毎に8桁のHSコードにさらに2ケタの統計用枝番(Suffix)をつけ、關税計算用に価格を分解表示することが求められている。また統計目的としてそれぞれの数量を申告するように義務づけられている。 これにより米国の通關統計は6桁で集計すると数量が時計完成品の総数より大きく増え、正確な完成品個数を把握するには加工が必要になる。しかし、完成品時計によっては複数のムーブメントを使用する物や、複数のケースを使用するもの、交換用バンドを同梱する物等があるため、統計上正確な完成品個数が取れず、統計的には障害となる。 (対応)	<ul style="list-style-type: none"> 通關申告の書式を他のWTO加盟国に合わせると同時に、Additional U.S. NotesのStatistical Notesを廃止し、削除して欲しい。 	<ul style="list-style-type: none"> Harmonized Tariff Schedule of the United States CHAPTER 91 - CLOCKS AND WATCHES AND PARTS THEREOF Additional U.S. Notes Statistical Notes
	時計協			<ul style="list-style-type: none"> 日本政府は、2002年～2005年、日米規制改革イニシアチブにおいて、時計についてHS6桁ベースで分類し、当部品毎の關税額を合計して關税額を設定する方式に改め、完成品に対して一律の關税率を規定することを米国政府に要請した。又、2005年12月、日米貿易フォーラムにおいても要請を行った。これ等に対し、2004年6月日米規制改革イニシアチブ報告書で、本件について米国政府の問題認識が確認され、議論を継続する旨、明記された。一方、2008年6月に実施されたWTOのTPR対米審査においても、日本政府は改善を求めたが、「過度に複雑なものとなっているとの指摘には同意しない」旨回答があった。 その後、2009年10月に行われた日米貿易フォーラム、また、2010年9月30日、10月1日に実施されたWTOにおけるTPR対米審査においても、日本政府は改善を求めたが、未だ改善が見られない状況である。 (報告書原文) 米国政府は、時計の關税率算定方法についての日本国政府の懸案を認識している。米国政府は、米国の關税制度の見直しに関する日本国政府の立場並びにWTOで行われている議論を十分に考慮した上で、日本国政府との議論を継続する。 (対応記載済み) 		

経由団体:各個社の意見がどの団体を經由して提出されたかを表したものであり、表示団体を代表する「主張」「総意」等を意味するものではありません。

区分	経由団体	No	問題点	問題点内容	要望	準拠法
9	日機輸			<p>・「2018年版不公正貿易報告書」第2章 米国： 「我が国(日本)は、2002年から今日に至るまで、「日米規制改革イニシアティブ」や「日米貿易フォーラム」、WTOにおけるTPR対米審査など、様々な場面・機会において改善・解決を求め続けてきたが、未だ解決に至っていない。米国においても、国内業者はアジアに製造委託しているため、我が国と同じ問題に直面していると推察できる。円滑な貿易を推進するためにも、今後とも引き続き米国に対して改善を求めていく。なお、日本も交渉に参加していた環太平洋パートナーシップ協定(TPP協定)において、2015年の大筋合意により、腕時計に係る米国の関税は発効後即時撤廃される見通しとなっていたが、米国がTPP協定からの離脱を表明したため、本件は引き続き、課題として残ることとなった。」</p>		
	時計協	(3)	原産地表示規則の厳格・煩雑	<p>・原産地をムーブメント、ケース、バンド毎に表示することが義務づけられており、その表示方法も詳細に規定されており、時計製造業者等に製造管理上の過度な負担を強いるものである。 (継続)</p>	<p>・原産地表示は完成品のみ適用し、原産地表示方法は時計の製造者の判断に任せる。</p>	<p>・1930年関税法及び米国統一関税率表</p>
	時計協			<p>(対応) ・2008年6月に実施されたWTOのTPR対米審査において、日本政府は改善を求めたが、「過度に複雑なものとなっているとの指摘には同意しない」旨回答があった。 その後、日本政府は2010年9月30日、10月1日に実施されたWTOのTPR対米審査において時計の原産地表示規則の簡素化につき改善を求めたが、未だ進展が見られない。 (対応記載済み)</p>		
	時計協			<p>(改善) ・ウォッチガイド(15 CFR Part245, Guide for the Watch Industry)が廃止され、ウォッチケースの金属組成内容を表示する必要がなくなった。 ・原産地表示は関税法に定めるところの表示方法に統一された。 ・輸入時計の原産地表示方法として、不滅インクの使用が正式に認められた。(HR, 435 Miscellaneous Trade and Technical Collection Act of 1999) (改善記載済み)</p>		
	時計協	(4)	特異な表示義務	<p>・Additional U.S. Notesの4. Special Marking Requirementsで求められている以下は米国特有の規則であり非関税貿易障害といえる。 (a)腕時計のムーブメントの受け・上板に表示すべき事 ()製造者の国名。 ()製造者または仕入れ業者の名前。(商標ではない) ()機能する石の数を算用数字でなく英単語で表示。 (b)クロックムーブメントの最も見やすい表面か裏面に表示すべき事 ()製造者の国名。 ()製造者または仕入れ業者の名前。(商標ではない) ()もしあれば石の数。 (c)腕時計のケース裏蓋の内面か外面に表示すべき事。 ()製造者の国名。 ()製造者または仕入れ業者の名前。(商標ではない) (d)クロックケースの裏側外面の最も見やすい場所に製造者の国名を表示すべきこと。</p>	<p>・Additional U.S. Notesの4. Special Marking Requirementsを廃止し、削除して欲しい。</p>	<p>・Harmonized Tariff Schedule of the United States CHAPTER 91 - CLOCKS AND WATCHES AND PARTS THEREOF ・Additional U.S. Notes, 4. Special Marking Requirements</p>

経由団体:各個社の意見がどの団体を經由して提出されたかを表したものであり、表示団体を代表する「主張」「総意」等を意味するものではありません。

区分	経由団体	No	問題点	問題点内容	要望	準拠法
9	日機輸	(5)	アンチダンピング 提訴の濫用	<p>・現在、日本製ラインパイプ用大径溶接鋼管(30.8%)及び日本製一般配管/圧力配管用並びにラインパイプ用継目無鋼管(Large Diameter 107.8%、Small Diameter 106.7%)に対しアンチダンピング税が課されている。</p> <p>・継目無ラインパイプ鋼管、大径溶接ラインパイプ鋼管については、それぞれ2012年、2013年にSunset Reviewが実施されるも、アンチ・ダンピング税の継続が決定している。</p> <p>・この為、当社で取引ができないほか、競争制限により、米国企業にとっても国際市場価格よりも高い、或いは、品質的に劣る他国製品を購入せざるを得ない状況が継続・発生しており、米国パイプラインの安全性への影響も懸念される。</p> <p>・特に、アラスカで計画されているアラスカLNGプロジェクト用の鋼管(需要見込 約600千トン、約700億円)については、需要家(TransCanada, ExxonMobil, BP, ConocoPhillips, Alaska Gasline Development Coのコンソーシアム)より、日本製の高品質溶接ラインパイプ供給の期待が寄せられているが、アンチダンピング税の解除、乃至は対象明細の適用除外が供給の条件となっている。</p> <p>(継続)</p>	<p>・鋼管の一部でのアンチ・ダンピング税の撤廃。</p>	
	日鉄連			<p>・2014年5月2日、ニッケルメッキ鋼板アンチダンピング調査(AD)において、ITCが損害ありとする最終決定を下し、AD税の賦課措置が決定。</p> <p>・2014年8月27日、方向性電磁鋼板アンチダンピング調査(AD)において、ITCが損害なしとする最終決定を下したが、米国原告の申立により、上級審において、当該最終決定に関する審議が行われていたが、2016年11月23日に米国原告の申立を棄却。</p> <p>・2014年11月6日、無方向性電磁鋼板アンチダンピング調査(AD)において、ITCが損害ありとする最終決定を下し、AD税の賦課措置が決定。</p> <p>・2016年6月22日、冷延鋼板に対するアンチダンピング調査(AD)において、ITCが損害ありとする最終決定を下し、AD税の賦課措置が決定。</p> <p>・2016年9月12日、熱延鋼板アンチダンピング調査(AD)において、ITCが損害ありとする最終決定を下し、AD税の賦課措置が決定。</p> <p>・2017年5月5日、厚板に対するアンチダンピング調査(AD)において、ITCが損害ありとする最終決定を下し、AD税の賦課措置が決定。</p> <p>・2017年6月16日、鉄筋用棒鋼に対するアンチダンピング調査(AD)において、ITCが損害ありとする最終決定を下し、AD税の賦課措置が決定。</p> <p>(継続)</p>	<p>・措置撤廃。</p>	
	日機輸			<p>(参考)</p> <p>・2017年5月5日、米国際貿易委員会(ITC)は、オーストリア・ベルギー・仏・独・伊・韓国・台湾・日本製の炭素鋼・合金鋼定尺板(CTL板)に対するアンチダンピング(AD)及び相殺関税(CVD)調査でクロの最終決定。(2017年5月10日付通商問題デیلیーアラート)</p>		
	日機輸			<p>・2017年6月16日、米国際貿易委員会(ITC)は、日本・トルコ製の鉄筋コンクリート用棒鋼に対するアンチダンピング(AD)/相殺関税(CVD)調査でクロの最終決定。(2017年6月21日付通商問題デیلیーアラート)</p>		

経由団体:各個社の意見がどの団体を經由して提出されたかを表したものであり、表示団体を代表する「主張」「総意」等を意味するものではありません。

区分	経由団体	No	問題点	問題点内容	要望	準拠法
9	日鉄連	(6)	アンチダンピング税のサンセットレビュー	<p>・現在反ダンピング措置及び相殺関税措置が実施されている日本製の鉄鋼製品は以下の通り。</p> <p>左は措置実施決定日、()は直近の措置延長決定日</p> <ul style="list-style-type: none"> - 1978年12月8日、PC鋼より線(2015年4月23) - 1987年2月10日、溶接管継手(2016年8月23) - 1995年2月21日、ステンレス棒鋼(2012年8月9) (2017年7月3日よりサンセット見直し調査中) - 1996年7月2日、クラッド鋼板(2013年2月11日) - 1998年9月15日、ステンレス線材(2016年8月15日) - 1999年7月27日、ステンレス鋼板(2011年8月11日) - 2000年6月26日、大径継目無鋼管(2017年11月13日) - 2000年6月26日、小径継目無鋼管(2017年11月13日) - 2000年8月28日、ブリキ及びティンフリー・スチール(2012年6月12日) (2017年5月1日よりサンセット見直し調査中) - 2001年12月6日、大径溶接ラインパイプ(2013.10月29日) <p>サンセット見直し調査の結果、一部の製品については、措置が撤廃されたものの、依然として継続されるケースが多く見られる。</p> <p>措置が撤廃されるためにはサンセット見直し調査において、米国の国内産業が関心を表明しない、または被提訴企業がサンセット見直し調査に参加し、ITC投票でシロを勝ち取るしか手段がない。</p> <p>米国のサンセットレビュー手続きの実態は、関連法規ならびに内規、運用等において、ダンピング防止措置を「原則継続、例外撤廃」するというものであり、5年を過ぎてもAD課税措置が失効せず、長期間継続課税されているのが現状である。</p> <p>(継続)</p>	<p>・「原則5年撤廃・例外継続」を基本とするWTO AD協定の原則に従った運用の実施。</p>	<p>・WTO AD協定(第11.3条)</p>
	自動部品	(7)	特殊鋼に対するアンチダンピング税課税の懸念	<p>・特殊鋼の調達に関し、すでにアジア、欧州の一部輸入製品に対しADが適用されているが、現時点では日本製は除外されているもののAD適用について調査されている。また、Sec232などの追加関税も検討されているが、これらが適用されると、収益を圧迫する。現調化を試みているものの、発注数量の制約、製品品質の差により、客先承認をとるのが難しい現状がある。</p>	<p>・政府間交渉でのダンピング課税回避。</p>	
	日機輸	(8)	特惠関税制度(GSP)未更新の恐れ	<p>・2018年末までにGSPを更新しないおそれ有り。</p>	<p>・社会の安定を維持するため、真の「新興国」のためのGSP維持を目指す。</p>	<p>・相互貿易ではない。議会は現在、法律の議論を進めている。</p>
日機輸	<p>(対応)</p> <p>・2017年12月31日、米国一般特惠関税制度(GSP)は失効となる。2018年1月1日午前零時以降、米国に輸入される又は保税倉庫から引き出される物品についてはGSP適格品としての無税待遇が取り消しになる。ただし、GSP更新に向け法案を通す方策(成立を急ぐ他の法案に盛り込む等)が引き続き議会で審議される見通し。(通商問題デイリーアラート2017年12月25日)</p> <p>・2018年2月8日、米下院歳入委員会委員らは、GSP(一般特惠関税制度)更新法案を提出した。同法案が成立すればGSPは2020年12月31日まで延長される。失効日(2017年12月31日)に遡って適用。(通商問題デイリーアラート2018年2月13日)</p>					

経由団体:各個社の意見がどの団体を經由して提出されたかを表したものであり、表示団体を代表する「主張」「総意」等を意味するものではありません。

区分	経由団体	No	問題点	問題点内容	要望	準拠法
9	日機輸			(改善) ・2018年3月23日、米国一般特惠関税制度(GSP)が更新、2020年12月31日まで延長される。「2018会計年度包括的歳出法案」に盛り込まれて成立(2018年4月22日から適用開始へ、2018年1月1日に遡って適用);GSP適格品に対する「競争上から必要となる制限(CNL)」につき、USTRによる検討プロセスを一部改定;GSP受益国による法定適格基準の充足を確保するためのUSTRのGSP執行努力に関する新たな年次報告書の議会提出をUSTRに義務付け。(通商問題デイリーアラート2018年3月29日)		
	日機輸	(9)	開発途上国から輸入時のGSP(一般特惠関税)制度適用	・GSP申請(輸入関税0%適用)のためには米国当局に対し、輸入額の35%を開発途上国にて生産したことを立証する必要があるが、要求書類の中には開示困難な情報も要求されている。また、GSP申請のためには、一旦標準税率に戻して輸入再申告する必要あり、立証に失敗すると通常低減税率より高い税率が適用されるリスクがあり。(60%以上の申請が証明に失敗しているとの情報あり)	・提出書類と手続きの簡素化。	・一般特惠関税制度 (Generalized System of Preferences: GSP)
	建産協 日機輸	(10)	船積み24時間前 カーゴマニフェスト 提出規制	・船積み24時間前カーゴマニフェスト提出規制により、信頼のおけるフォワードの選定が必要となり、輸入手数料などに加え出荷から船積みまでの業務が煩雑になっている。 (変更) ・米国向け出荷時の船積み前24時間ルール(24-Hour Advance Vessel Manifest Rule)により、出荷時の商品滞留時間が長くなり、企業の負担になっている。 【事例】 米国が2001年同時多発テロを契機にモノの輸入に関して以下のリスク把握を行う体制を導入。 24時間ルール:外国港での船積み24時間前までに船荷情報の提出を義務付けるもの コンテナ・セキュリティ・イニシアティブ:職員の常駐により危険度の高いコンテナを識別 (変更)	・24時間ルールの緩和。 ・優良企業への優遇策導入。	・10+2ルール ・Advanced Manifest System (通称 24時間ルール)
	日機輸	(11)	規制緩和と過剰規制	・新政権の諸外国に対しての規制。リチウム金属/リチウムイオン電池への米国航空貨物輸送規制は、国際ICAO規制(国際民間航空機関規則)と調和していない。	・製品適合性評価/認定のための世界基準や、より完全に均一なコンプライアンス徹底および混乱回避の共通ルールに調和する必要あり。	・様々な米国政府機関にて
	日機輸 フル工 自動部品	(12)	米国のTPP離脱、TTIP交渉停止、KORUS再交渉	・2017年米国はTPPを離脱したが、最近トランプ大統領は、条件次第では交渉に戻ることに関心がある旨示唆。TTIP(US-EU)は交渉停止。 KORUS(米国・韓国)は現在、米国の要請により改正中。 ・環太平洋連携協定(TPP)交渉が成立すれば、日本からのKDに関税が掛からなくなりコストが安くなる予定だった。 (参考) ・2017年1月23日、トランプ米大統領は、USTRに対し米国のTPP離脱を指示。今後の通商政策は二国間(バイ)交渉に方針転換。 (対応) ・2018年3月28日、トランプ米大統領は、米韓自由貿易協定(KORUS FTA)の再交渉が妥結したことを正式に表明。	・貿易の自由化と市場開放を主張。 ・現在の取引条件が悪化しないよう改善頂きたい。	・ホワイトハウス ・議会声明

経由団体:各団体の意見がどの団体を經由して提出されたかを表したものであり、表示団体を代表する「主張」「総意」等を意味するものではありません。

区分	経由団体	No	問題点	問題点内容	要望	準拠法
9	日機輸	(13)	NAFTA再交渉	<p>・トランプ政権で検討されているNAFTAの見直しで、メキシコの製造の見直しが必至になる。</p> <p>・米国は、2017年8月にNAFTA協定の再交渉を要求、最近6回目の交渉を完了。オープンなNAFTA市場を希望。</p> <p>・NAFTA交渉により原産地規則の厳格化のリスク。</p> <p>・NAFTA見直しにより米国コンテンツ率の導入、自動車部品の原産地比率現行62.5%からの引き上げ等が検討されている。実現した場合、メキシコ及びカナダから米国に輸入する際今後関税が掛かる可能性あり。結果、どの国で投資・生産すべきか判断できない状況。</p>	<p>・第3国(日本)から北米FTAに要望できますでしょうか？</p> <p>・ホワイトハウス、議会、州知事と交渉し、NAFTAが実現可能な貿易協定であることを確実にする。</p> <p>・米州域内における日本企業のビジネス環境が大きく損なわれることが無いようにしてほしい。</p> <p>・政権が代わりトップの方針によりルールが変更されないようお願いしたい。</p>	<p>・NAFTA</p> <p>・ホワイトハウス</p> <p>・議会声明</p>
	日機輸			<p>(対応)</p> <p>・2017年3月28日、USTR代表代行は、トランプ米大統領のNAFTA再交渉開始意図の通知及び米政権の交渉目的に関する草案を議会に送付した。草案には、物品貿易、税制措置、原産地規則、政府調達、セーフガード・メカニズム、紛争解決等を交渉目的案に盛り込まれている。2015年TPA法(貿易促進権限法)により、トランプ政権は当該通知及び交渉目的の最終版を再交渉開始の90日前までに議会に提出することが必要。(2017年4月3日付け通商問題デイリーアラート)</p> <p>・2017年5月18日、USTRは、トランプ米大統領のNAFTA(北米自由貿易協定)再交渉の意向を議会に正式通知した。NAFTA近代化に関するメキシコ及びカナダとの交渉を8月16日以降に開始する可能性。(2017年5月19日付け通商問題デイリーアラート)</p> <p>・2018年1月23日、NAFTA(北米自由貿易協定)再交渉第6回会合開催(於:カナダ・モントリオール)した。交渉当事国間の対立の少ない「近代化」に関する分野では合意間近に。対立の多い問題では自動車の原産地規則等で議論に踏み込むも依然隔たりがある。米国の一方的なNAFTAの離脱可能性は当面遠のくも、再交渉は長期化の様相。メキシコ大統領選(2018年7月)あるいは米議会中間選挙(2018年11月)の後か、さらには2019年以降まで延長される公算大。(2018年2月6日付け通商問題デイリーアラート)</p>		
	フル工 自動部品					
	日鉄連	(14)	鉄鋼・アルミ製品 輸入に対する通商 拡大法232条調査	<p>・2017年4月19日、鉄鋼輸入が米国の安全保障に及ぼす影響について、1962年通商拡大法232条に基づき、商務省が職権で調査を開始。商務長官は調査開始から270日以内に調査結果の報告と建議を大統領に対して行うこととなっているが、現時点では調査中。</p> <p>輸入が国家の安全保障を脅かすと商務長官が認定した場合、大統領は90日以内に商務長官の認定に同意するか否か、輸入の調整を行うか否かを決定する。大統領の決定については、決定日から30日以内に理由を付した報告書を議会に提出する。</p> <p>大統領が輸入の調整を行うと決定した場合、決定日から15日以内に輸入の調整を実施する。</p> <p>・トランプ大統領は、国家安全保障を対象とする条項の下で、輸入された鉄鋼およびアルミニウムに対する関税およびその他の保護を適用することを検討。</p>	<p>・制限措置の導入見送り。</p> <p>・日本や他国からの輸入に影響を及ぼし、中国とのより大きな貿易戦争を引き起こす可能性あり。</p>	<p>・ホワイトハウス</p> <p>・議会声明</p>
				<p>(対応)</p> <p>・2017年4月19日、米商務長官は、輸入鉄鋼製品に対する(1962年通商拡大法)232条調査を開始した。米大統領は、鉄鋼輸入が米国家安全保障に与える影響を判断するための調査を商務省に指示する大統領覚書に署名。(2017年4月21日付け通商問題デイリーアラート)</p> <p>・2017年4月24日、米商務省は、輸入鉄鋼製品に対する232条調査(鉄鋼輸入の国家安全保障調査)開始にあたり書面による意見公募を実施(提出期限:2017年5月31日)し、公聴会を5月24日に開催へ(公述意見の提出期限:5月17日)。(通商問題デイリーアラート2017年4月26日)</p>		

経由団体:各団体の意見がどの団体を經由して提出されたかを表したものであり、表示団体を代表する「主張」「総意」等を意味するものではありません。

区分	経由団体	No	問題点	問題点内容	要望	準拠法
9				<p>・2017年4月26日、米商務省は、輸入アルミニウムに対する232条調査(アルミ輸入の国家安全保障調査)開始。(通商問題デیلیーアラート2017年5月8日)</p> <p>・2018年2月16日、米商務省は、輸入鉄鋼製品及びアルミニウムに対する232条調査(国家安全保障調査)報告書を公表した。米商務長官は鉄鋼・アルミ輸入品が「米国の安全保障を損なう脅威」と結論し、輸入調整措置を米大統領に勧告。判断期限は鉄鋼調査が2018年4月11日、アルミ調査が4月19日まで、大統領が決定へ。(通商問題デیلیーアラート2018年2月21日)</p> <p>・2018年3月8日、トランプ米大統領は、鉄鋼及びアルミニウムに関する1962年通商拡大法第232条に基づく輸入調整措置を実施する大統領布告に署名した。鉄鋼・アルミ輸入品が米国の国家安全保障を阻害するおそれがあるとして、鉄鋼に25%、アルミに10%の上乗せ関税を賦課へ(2018年3月23日より適用)。カナダとメキシコについては当面は適用除外。(通商問題デیلیーアラート2018年3月9日)</p> <p>・2018年3月19日、米商務省産業安全保障局(BIS)は、1962年通商拡大法232条に基づく鉄鋼・アルミ輸入調整の対象品目につき適用除外手続きを規定する暫定最終規則を公布(2018年3月19日発効)。米国内の利害関係者による製品別除外申請を3月19日から受け付け(見直し期間は最長で約90日)。暫定最終規則に関する意見募集も実施中(意見提出期限:2018年5月18日まで)。(通商問題デیلیーアラート2018年3月22日)</p> <p>・2018年3月22日、トランプ米大統領は、鉄鋼及びアルミニウムに関する1962年通商拡大法第232条に基づく輸入調整措置の2018年3月23日の発動前に対象からオーストラリア・アルゼンチン・ブラジル・EU・韓国を暫定的に適用除外する大統領布告に署名した。2018年5月1日まで上乗せ関税を猶予する一方、米国の安全保障上の脅威への満足のいく代替手段について適用除外国と引き続き協議。鉄鋼・アルミの世界的な過剰生産能力の根本原因に対処する削減策をめぐる協議の状況に基づき、除外を継続するかどうか決定へ。(通商問題デیلیーアラート2018年3月26日)</p> <p>・2018年4月30日、トランプ米大統領は、鉄鋼及びアルミニウムに関する1962年通商拡大法第232条に基づく輸入制限の暫定適用除外(7カ国・地域を除外した2018年5月1日までの関税猶予措置)を延長する大統領布告に署名した。</p> <ul style="list-style-type: none"> - カナダ・EU・メキシコからの鉄鋼及びアルミニウム輸入につき、2018年6月1日午前0時1分まで延長。 - オーストラリア・アルゼンチン・ブラジルからの鉄鋼及びアルミニウム輸入につき、米国の安全保障上の脅威への満足のいく代替手段で基本合意、合意の詳細がまとまるまで恒久的に延長。 - 韓国からの鉄鋼輸入に限り、米国の安全保障上の脅威への満足のいく代替手段として「鉄鋼関税割当」を実施することで合意(韓国からの輸入を2015年～2017年の間の平均年間輸入量の70%相当の枠に制限)。(通商問題デیلیーアラート2018年5月9日) <p>・2018年5月31日、トランプ米大統領は、鉄鋼及びアルミニウムに関する1962年通商拡大法第232条に基づく輸入制限を修正する大統領布告に署名した。カナダ・メキシコ・EUに対する適用除外を延長せず(米東部時間6月1日午前0時1分に期限切れ)、2018年6月1日より鉄鋼に25%・アルミに10%の関税を上乗せ。(通商問題デیلیーアラート2018年6月1日)</p> <p>・2018年5月31日、1962年通商拡大法第232条に基づく関税措置への米国の貿易相手諸国の対応(対抗措置・WTO提訴):日本は対米対抗措置を用意、2018年5月18日にWTOセーフガード協定に基づき譲許停止措置をWTO物品理事会に通報。(通商問題デیلیーアラート2018年6月1日)</p>		
	日鉄連	(15)	バード修正条項	<p>・2000年10月、アンチダンピング税及び相殺関税により米国政府が得た税収を、ダンピング又は補助金提訴を支持した国内業者等に対して分配することを義務づける米国国内法。2003年にWTO協定違反が確定し、2006年に同条項が廃止されたが、経過措置規定により、2007年10月1日以前に通関された製品の輸入から徴収した税については、現在でも分配が続いている。</p> <p>(対応)</p> <p>・不正貿易報告書を受けた経済産業省の取組方針(2018年6月18日公表)</p> <p>バード修正条項に基づく通関済物品からのAD課税及び相殺関税収入の米企業向け分配について、2016年10月1日付のCBP(米国税関・国境保護局)の公表データに拠れば、今後、米国政府がバード修正条項に基づき分配する可能性のある原資は3.7億円程度(推計)と僅少。また、国際分業が進展する中、報復関税賦課は競争力の回復よりもコスト増につながりかねないなど、近時の関係国内産業の状況等を総合的に勘案</p>	・WTO協定の遵守(徴収したアンチダンピング税及び相殺関税の分配停止)。	

経由団体:各個社の意見がどの団体を經由して提出されたかを表したものであり、表示団体を代表する「主張」「総意」等を意味するものではありません。

区分	経由団体	No	問題点	問題点内容	要望	準拠法	
9				<p>し、2016米国財政年度における同条項に基づく米国による分配に対しては、報復関税を課さないこととしていることなどを踏まえ、本措置については、2018年版取組方針には掲載しないこととした。</p> <p>(改善)</p> <ul style="list-style-type: none"> 日本はWTO紛争解決手続に付託：米国1930関税法改正条項(バード修正条項)(DS217) <ul style="list-style-type: none"> - 2000年12月、協議要請。 - 2001年9月、パネル設置。 - 2003年1月、上級委報告書採択；結論として、我が国の主張容認。 - 2017年、米国はバード修正条項に基づくAD/CVD税の分配停止。 			
	日機輸	(16)	太陽発電パネル・セルの輸入制限	<ul style="list-style-type: none"> 2018年2月7日より国内で製造される太陽発電パネルメーカー保護の為に太陽発電パネル・セルにセーフガードを発動。(2018年：30%、2021年まで毎年5%引き下げ)免除要求の余地あり。 トランプ大統領は、国内生産者を保護するための201条措置の一環として、30%の新しい関税を太陽電池に適用。 <p>(対応)</p> <ul style="list-style-type: none"> 2017年4月26日、結晶シリコン太陽電池(CSPV)セル・モジュールに関する米通商法201条提訴。米国内CSPV業界代表(Suniva社)、米国際貿易委員会(ITC)にセーフガード発動を申請。(通商問題デイリーアラート2017年4月28日) 2017年10月31日、米国際貿易委員会(ITC)は、結晶シリコン太陽電池(CSPV)の輸入に対するセーフガード調査で救済措置勧告を発表した。CSPVセルに対する輸入関税割当、CSPVモジュールに対する輸入追加関税、CSPV製品に対する輸入数量制限(何れも4年間)等を米大統領に勧告。11月13日に損害認定・救済勧告等を盛り込んだ報告書を米大統領に提出済み、2018年1月12日までに大統領が勧告実施の有無あるいは代替措置を決定へ。(通商問題デイリーアラート(2017年11月30日)) 2018年1月、トランプ大統領は、セーフガード確定措置の発動を決定。太陽電池に関する措置は、太陽電池セル・モジュールの輸入に対し4年間(2018年2月-2022年2月)従価税(1年ごと30% 25% 20% 15%)を賦課するもの(ただし、セルの輸入についてのみ、毎年2.5ギガワット分の関税割当(無税)が提供されている)。(「2018年版不公正貿易報告書」より) 2018年1月23日、トランプ米大統領は、大型家庭用洗濯機及び結晶シリコン太陽電池(CSPV)セル・モジュールに対するグローバル・セーフガード発動を承認、大統領布告に署名した。2018年2月7日午前12時01分(東部標準時)以降、米国に輸入された物品(保税倉庫から国内消費用に引き出されるものを含む)に対しセーフガード措置適用へ。(通商問題デイリーアラート2018年1月26日) 2018年2月14日、USTRは、結晶シリコン太陽電池(CSPV)セル・モジュールに対するセーフガード措置の適用除外要請を受け付け(提出期限：2018年3月16日米国東部標準時間午後11時59分)。特定製品につき適用除外品目の検討へ。(通商問題デイリーアラート2018年2月15日) 	<ul style="list-style-type: none"> 経済産業省からの免除要求を実施。 影響を最小限に抑えるため特定の製品に対する免除を求める 	<ul style="list-style-type: none"> USTR 	
12	為替管理	電線工	(1)	急激な為替変動	<ul style="list-style-type: none"> 為替による購入コスト上昇による、価格競争力の低下。 	<ul style="list-style-type: none"> 為替安定化。 	
		日機輸	(2)	米大統領による日本の為替操作批判	<ul style="list-style-type: none"> 米大統領は、日本の貿易黒字は円の為替操作によるものと言及。ただし、当面は為替操作国の認定は見送る。 	<ul style="list-style-type: none"> 米国の政策に対して、日本の金融政策を実証。 	<ul style="list-style-type: none"> 米国財務省
13	金融	日機輸	(1)	輸出入銀行の資金調達	<ul style="list-style-type: none"> 輸出入銀行は依然として役員がノミネートされるのを待っている。それまで機能は限定。 	<ul style="list-style-type: none"> 典型的でグローバルな仕組みを用いながら米国での競争力を維持。 	<ul style="list-style-type: none"> 特に米国会下院共和党員

経由団体：各個社の意見がどの団体を經由して提出されたかを表したものであり、表示団体を代表する「主張」「総意」等を意味するものではありません。

区分	経由団体	No	問題点	問題点内容	要望	準拠法
14 税制	日機輸	(1)	新日米租税条約発効の遅れ	<p>・2013年1月に両国政府が新日米租税条約(日米租税条約改定議定書 / 両国間の投資・経済交流を一層促進する等の観点から、利子等の投資所得に対する源泉地国課税の更なる軽減等が織り込まれている)に署名するも、未だ米国議会の承認が得られず、発効していない。</p> <p>(継続)</p> <p>・日米租税条約については、2013年に両国間で改訂議定書が署名されているが、米国側の批准手続きが完了していないことから新条約が未だに発効していない。</p> <p>・改定日米租税条約において、利子・配当の源泉税率にかかる減免の拡大、相互協議手続きにおける仲裁制度導入等、納税者に有益な規定が置かれている。2013年1月、改正議定書が日米間で取り交わされ、同年6月に日本の国会承認がなされている。が、米国上院で批准がなされていないことから現在も、改定条約の効力が発効していない。</p>	<p>・新日米租税条約の早期発効。</p>	<p>・日米租税条約</p>
	日機輸				<p>・新条約による恩典が受けられるよう、米国議会による批准手続きが進められように働きかけをお願いしたい。</p>	<p>・日米租税条約</p>
	自動部品				<p>・米国国内手続きが進捗し、改定条約の効力が発効するように働きかけていただきたい。</p>	<p>・改定日米租税条約</p>
	日機輸	(2)	急な税制改正	<p>・2017年末に大規模な税制改正が実施され、影響の把握などが間に合わない。</p>	<p>・制度導入までの期間にもう少し余裕を持たせて欲しい。</p>	
	自動部品	(3)	非効率な税務調査	<p>・IRSによる税務調査が数年おきに行われるが、調査が2年強にも及ぶことがあり、日常経理業務の妨げとなる。</p>	<p>・IRS等、官公庁業務の効率化。</p>	
	日機輸	(4)	支払利息損金算入の規制強化	<p>・米子会社の外国関係会社からの借入金が増え、借入金にかかる支払い利息の損金算入が否認される。また、一定規模の企業グループ内の借入に関する「適宜文書化」の義務が、借入認定のために新たに要求される。</p> <p>・米国税制改正法では、2022年以降の支払利息の損金算入制限を強化し、EBITDA×30%を損金算入限度になることとされている。</p>	<p>・税制の緩和または撤廃して頂きたい。</p>	<p>・内国歳入法IRC385条</p>
	日機輸				<p>・2022年以降についても、国際的な規制と調和的に、EBITDA×30%を損金算入限度額として頂きたい。</p>	<p>・米国連邦税法</p>
	日機輸	(5)	相互税導入の懸念	<p>・トランプ大統領は、最近、他国の税率と同等の輸入を目標とする「相互税」を検討する旨言及。外国の所有企業に大きな影響を与える可能性あり。</p>	<p>・今後の進展に注視。</p>	<p>・ホワイトハウス ・議会声明</p>
建産協	(6)	税源侵食税(Beat)導入の懸念	<p>・税制改革の中で税源侵食税(Beat)が導入されることで、対象会社となった場合、グループ会社(50%超の資本関係)からのロイヤリティ、機械購入、エンジニアリングフィーなどフローを見直す必要の可能性がある。(例えば、グループ会社からの機械装置一括購入ではなく、第三者へ直接支払いなど)</p>			
日機輸	(7)	国外関連者への支払いに対する過度な税負担	<p>・米国税制改正法では、Base Erosion and Anti-Abuse Tax(税源侵食・租税回避防止税)が導入され、米国人の国外関連者への一定の支払いについて、課税所得計算から控除せずに調整課税所得を算出し、BEAT税率を乗じたミニマム・タックスを支払うことが必要となる。</p>	<p>・通常必要となるロイヤリティ支払い等に対しても課税する結果となることから、制度の撤回もしくは、BEAT税額の計算において外国税額控除の適用を許容して頂きたい。</p>	<p>・米国連邦税法 Section 59A</p>	
自動部品	(8)	183日未満の短期滞在者免税(183日ルール)	<p>・国境を越えたビジネスの進展に伴い、人の移動もボーダーレスなものとなっている。その中で、183日以上1年未満の海外滞在が年々増えてきており、所得税の2重課税問題が頻発している。</p>	<p>・183日という基準の見直しを図るよう世界各国に働きかけていただきたい。</p>		

経由団体:各個社の意見がどの団体を經由して提出されたかを表したものであり、表示団体を代表する「主張」「総意」等を意味するものではありません。

区分	経由団体	No	問題点	問題点内容	要望	準拠法
16 雇用	日機輸	(1)	ビザ取得・更新手続きの規制強化	<p>・ビザ更新手続きの際に第三国へ出国する必要があり、業務上の問題と子女教育の問題が生じる。Eビザの場合は日本に限られている。その他のビザ(Lビザなど)の場合は、例外的に近隣のカナダ、メキシコでも手続きが可能なようだが、基本的には母国で手続きを行うのが原則となっているため、日本への一時帰国が必要。</p> <p>新規ビザ取得は問題なし。更新手続きの際に第三国へ出国する必要があり、業務上の問題と子女教育の問題が生じる。</p> <p>問題が生じるのが、出向期間が長い場合のみなので、クローズアップされにくい。</p> <p>(追加)</p> <p>・H-1B VisaもしくはOPT保有の新卒者を採用しているが、H-1B Visaの年間発給枠に制限があり、発行・更新を申請しても抽選に漏れるという事態が生じており、安定的な雇用に支障を来している。</p> <p>(継続)</p> <p>・当社は米国合弁のマイノリティーパートナーであるが、その場合駐在員の適用ビザはH-1Bしかない。H-1Bは発行上限枠が決まっており、その時々々の景況状況による総申込者の数の変化によりビザ取得が左右される。年一回のみの申請受付であり、タイムリーな出向人事が困難である。また、郵送によるビザ更新ができなくなり、大使館や領事館での面接が必要となった。</p> <p>(継続)</p> <p>・現地でOPT保有の新卒者の採用行い、H1-B VISAの申請を行うが、一時審査の通過確率が約30%とかなり厳しくなっている。VISA申請は4月に行い一次審査は通過しても、書類審査の内容吟味もかなり厳しくなり、翌年の1月を過ぎても大使館や領事館での面談日時の連絡もなく、OPTの期限が切れてしまう事例も発生。</p> <p>現地での新卒者の採用にかなりのリスクを伴うようになり、日本から駐在員の派遣以外に安定した雇用が出来難くなっている。</p> <p>・H-1Bビザの年間発行枠に上限があるため、日本国籍を有し米国の大学を卒業した新人を採用(OPTにて)しても、ビザ取得が認められず、OPT満了(約1年)後には解雇せざるを得ないという事態が生じている。特に同じ大卒新人でも、技術系と比較して、事務系にはビザ発給が認められないケースが多いように感じられる。</p> <p>・ビザ更新手続きの際に第三国へ出国する必要があり、業務上の問題と子女教育の問題が生じる。</p>	<p>・第三国に出国しなくても更新できるようにして頂きたい。</p>	
	自動部品			<p>・H-1B Visaの発給枠の拡大をお願いしたい。</p>	・米国移民法	
	自動部品			<p>・発行上限枠の拡大、および通年の申請受付。</p> <p>・ビザ更新手続きの簡素化。</p>	<p>・米国移民法</p> <p>・US-VISITプログラム</p>	
	JTA			<p>・VISAの発給枠の拡大。</p> <p>・通年でのVISA申請対応。</p>		
	自動部品			<p>・H-1Bビザの発給枠の拡大。</p>	・米国移民法	
	電線工			<p>・第三国に出国しなくても更新できるようにして頂きたい。</p>		
	日鉄連	(2)	ビザなし渡航に関する規制強化	<p>・2016年1月21日、ビザ免除プログラム改定・テロリスト渡航防止法が施行。イラン、イラク、スーダンまたはシリアに渡航または滞在したことがある渡航者はビザ免除プログラム(ESTA)を利用して渡米することができなくなり、商用B Visaの取得が義務付けられた。日本から子会社への技術支援等の出張が柔軟に行えない等の影響が見込まれる。</p> <p>(継続)</p>	<p>・ビジネスでの訪問が明確な場合は例外とする等、柔軟な対応。</p>	<p>・ビザ免除プログラム</p> <p>・テロリスト渡航防止法</p>

経由団体: 各団体の意見がどの団体を經由して提出されたかを表したものであり、表示団体を代表する「主張」「総意」等を意味するものではありません。

区分	経由団体	No	問題点	問題点内容	要望	準拠法
16	電線工	(3)	ビザ審査基準の不均一	・L1B-Blanketビザの申請却下事例が発生。対象者の経歴・スキル、現地での業務内容など、ほぼ同じ人材を1年前に派遣した際には問題なくビザが発給されたにも拘らず却下された。	・審査基準の不均一の是正が必要と考える。 ・大統領交代による影響と思われるが、適切な対象者までビザ却下されないように門戸をきちんと開いて頂きたい。	
	日機輸 JTA	(4)	ビザ有効期間の不足	・Eビザで入国した場合、2年間の滞在許可が与えられるが、2年以上滞在中には、その多くが米国から出る必要もないのに、一度出国するか移民局へ滞在延長を申請しなければならず、手間と費用がかかる。 (継続) ・I-94記録が最終入国日から2年間であり、駐在員及びその家族の取得ビザ(E1等)期間よりも短い場合がみられることから、米国・カナダ・メキシコ外に出国する必要がある。	・Eビザで滞在できる期間を延ばす等、査証制度の運用見直しをして欲しい。 ・滞在可能期間をビザ、もしくはパスポート有効期限の短い方まで延長して頂きたい。	・査証制度の運用 ・移民法
	自動部品	(5)	パスポート期限に合わせたI-94発行	・例えばEビザの場合、入国時に2年間有効のI-94が発行されるが、パスポートの有効期限が2年以内に切れる場合は、パスポートの有効期限に合わせてI-94の期限を設定されてしまう。 パスポートの更新は期限が1年未満になってからしか手続きできないことから、I-94がパスポートの期限に合わせて発行されると、パスポート更新後に改めてI-94更新手続きしなければならないが、米国にいながらのI-94更新手続きは煩雑で、多くはその時点でI-94更新だけの出国＆再入国が求められる。	・パスポートの有効期限にとらわれないI-94の有効期限の設定。	・米国移民法
	自動部品	(6)	ビザ・グリーンカードへのPrevailing Wage要件の設定	・企業が発給をサポートしているグリーンカード、H-1B Visaに関して設定されるPrevailing Wageが人件費増加要因となっている。 (継続)	・Prevailing Wageの金額の低減。	・米国移民法
	電線工	(7)	外国人転入者の運転免許取得期限の不合理	・日本及び米国はいずれも「ジュネーブ条約」に加盟しているため、ジュネーブ条約に基づいた国際運転免許証は有効である。しかし、カリフォルニア州法では、観光及び商用等の目的で訪米した短期滞在者に対してのみ有効との解釈のため、赴任者は10日以内に速やかに運転免許証を取得する必要がある。 業務上、赴任者はすぐ運転する必要があるが、社会保障番号(SSN)の取得や免許取得必要な期間を踏まえると10日以内に運転免許証を取得することはほぼ不可能であり、法律に則った運用が非常に難しい。	・「日本の免許証を保有している移住者については、3ヵ月間は日本の免許証での運転を可能とする(3ヵ月以内に州政府の発給した運転免許証を取得する)」など、現実的に運転免許取得が可能な日数を期限として欲しい。	・カリフォルニア州法 ・ジュネーブ条約
	自動部品	(8)	人材確保の困難	・エンジニアや保全技術者といったスキルや知識を持った人材の確保が非常に難しくなっている。教育体制などを改善しているが、1社だけで出来ることは限られており、中々良い人材が育たない。近隣地域企業間での現地人材の奪い合いのような状況である。	・地域でのトレーニングセンター設立等での教育期間の充実など。	
	自動部品	(9)	非効率と思われる採用活動	・米国では、年齢による差別禁止法があることから、応募者の履歴書に年齢の記載は無く、(口外できないが)欲しいと思う年齢層の候補者を探すのに非効率な状況となっている。(年齢の記載が無い書類で人物像を推定するのは困難。)	・年齢による差別禁止法の部分的緩和。	・年齢による差別禁止法

経由団体:各個社の意見がどの団体を經由して提出されたかを表したものであり、表示団体を代表する「主張」「総意」等を意味するものではありません。

区分	経由団体	No	問題点	問題点内容	要望	準拠法
17 知的財産制度運用	日機輸	(1)	先行技術の開示義務の重い負担	<p>・特許出願の特許性について重要な情報(先行技術)を開示する義務に伴う文書提出の負担が出願人にとって非常に大きい。</p> <p>・特に対応外国案件の特許庁(日本、欧州及びその他の国)において引用された引例に関しては、案件番号だけでなく公報や文献そのもののコピーを提出しなければならない、必要となる手間、時間、代理人費用等のコストが非常に大きい。</p> <p>(変更)</p> <p>・各国における特許審査情報の電子化と公衆への提供が進んでいる今日でも、外国出願の事実や審査結果などの審査情報開示を義務付ける国があり、多数国で知的財産保護を求める必要のある多国籍企業にとって、その対応負担は非常に大きい。またその義務の内容が明確でないため、将来的に意図せず義務違反となるリスクが懸念される。</p> <p>(継続)</p>	<p>・外国特許庁の引例に関しては、出願人を介せずに出願人同士で情報交換する仕組み(ドシシステム)を利用することで、出願人が重要な情報を開示する際の文書の提出を不要として欲しい。</p> <p>・特許審査情報の電子化の進展に鑑み、外国出願情報開示義務を緩和・廃止、又は義務内容の明確化を推進していただきたい。</p>	・米国連邦規則第37巻規則1.56(a)(1)
	日機輸	(2)	業務負担が大きい発明者宣誓書及び譲渡書の提出義務	<p>・特許法115条では発明者による宣誓を行うこと及び提出することが規定されているが、発明者個人に宣誓書に対する署名を求める行為は出願人においては多大な労力を要し、業務上の負担となっている。</p> <p>・また、US出願前に職務発明または譲渡が完了し、雇用主に帰属している件に対しても譲渡書を取得しなければならない、業務上多大な負担となっている。</p> <p>(継続)</p>	<p>・このような宣誓書の提出は主要特許庁の出願においては求められておらず、出願要件からの除外を希望する。</p>	・米国特許法115条
	日機輸	(3)	第一国出願義務の不明確な法令規定	<p>・現地開発ニーズが高まる新興国において、当該国における第一国出願義務が法令で規定されている国が依然として多いが、その法令が明確でないため、有効な知的財産権の確保が困難な場合がある。また、多数国間にまたがる研究開発活動が必要とされる今日、複数国での第一国出願義務が抵触するリスクが懸念される。</p> <p>(継続)</p>	<p>・第一国出願義務の緩和撤廃、又は法令条文の明確な規定をお願いしたい。</p> <p>・多数国間での取り決めなどにより、国を跨る研究開発への第一国出願義務の適用緩和などを推進していただきたい。</p>	
	日機輸	(4)	特許権の国際消尽	<p>・Impression Products, Inc. v. Lexmark International, Inc.最高裁判決によって、従前の判例が覆され、米国においては特許の国際消尽が認められることとなった。これにより、米国に拠点を有し、または米国特許権を保有する企業にとっては十分な保護を受けられないおそれが生じている。</p>	<p>・無条件に国際消尽を認めている国は他にほとんどないこともあり、国際消尽の撤廃または一定の条件付けをするような法制度を求めたい。</p>	・Impression Products, Inc. v. Lexmark International, Inc.最高裁判決
	日機輸	(5)	営業機密の情報開示要求	<p>・ワシントン州が、消費者製品の修理(電池交換等を含む)について、純正メーカーによる囲い込みを防止するため、第三者修理業者/消費者に純正メーカーの修理拠点と同等の修理に関する情報の開示を要請し、修理しにくい設計を禁止する法律を制定中。営業機密の保護への配慮と純正メーカーによる設計の自由を過度に制限するような運用はやめてほしい。</p>	<p>・法執行のモニター、行き過ぎの場合の政府からの抗議。</p>	・Fair Repair Act
	日機輸	(6)	負荷が大きいデジタルアクセスコードの提出	<p>・2017年10月より優先権証明手続きについてJPOとUSPTOの二庁間PDXの利用からデジタルアクセスコードの提出に変更された。アクセスコードの管理や提出の負荷が大きく、負担となっている。</p>	<p>・グローバルドシエの利用や、二庁間PDXの手続きを復活するなど出願人による証明手続きが不要な仕組みを希望する。</p>	・WIPO DAS agreement established on April 20, 2009.

経由団体:各個社の意見がどの団体を經由して提出されたかを表したものであり、表示団体を代表する「主張」「総意」等を意味するものではありません。

区分	経由団体	No	問題点	問題点内容	要望	準拠法
19 工業規格、基準安全認証	日機輸	(1)	高い認証取得費用	・鉄道車両用の部品について、AAR (Association of American Railroads) 認証というものの取得を求められるが、この認証の取得には多額の費用を要する。 (継続)	・自国の業界団体の認証を取得することを取引の条件とすることは外国企業にとっては大きな負担となるのでやめてほしい。	・AAR認証
	建産協	(2)	頻繁な新規化学物質規制の改正	・当社では、シーリングや現場仕上げ塗料等、化学品を輸出するケースがあるが、新規化学物質規制の改定が頻繁に行われる為、タイムリーな対応に苦慮している。	・化学物質に関する規制情報をアップデートし、周知願いたい。	・TSCA
22 環境問題・廃棄物処理問題	日機輸	(1)	電池の独自のリサイクルマーク	・資源の有効利用や廃棄物による環境汚染の防止のため、各国、各地域でリサイクルに伴う法規制が成立している。電池においても同様であり、様々なマークを電池本体や電池を同梱する製品の取扱説明書への表示が義務付けられている。電池及び電池使用製品のメーカーにとって、それらを間違いの無いように管理することが大きな負担になっている。  (継続)	・各国独自のマークを採用するのではなく、統一された世界標準を作成する動きをして頂きたい。	
	日機輸	(2)	グリーンケミストリー規制の内容の未確定	・カリフォルニア州グリーンケミストリー規制には、規制対象となる消費者製品および化学物質の詳細が特定されていないため、貿易上及び障害の程度について十分な評価が困難。 (継続)	・対象製品・物質の詳細決定後、あらためてTBT通報していただきたい。 ・規制検討においては、科学的根拠に基づく対象物質の決定、評価に必要な時間の確保、企業秘密の取り扱いへの配慮をお願いしたい。	・CA州グリーンケミストリー規制 (Safer Consumer Product Alternatives)
	日機輸	(3)	カリフォルニア州DINP警告表示規制の不透明	・米国CA州「プロポジション65」の評価基準値の公表が遅れている。および2015年より審議中の改正案での警告表示の対象言語が不明確。 2013年12月20日にDINP (フタル酸ジイソニル) という塩ビ樹脂の汎用可塑剤が発がん性としてリストに記載された。 2014年12月より、人への危害が懸念されるレベルを超えた含有がある製品には警告表示が課せられた。米国業界ACC (米国化学工業協会) が提案したMADSLという閾値にいたる程の暴露の可能性はないとみており、またACCが当局のリスト掲載を不当として提訴している状況で、施行期限直前に当局が業界提案の20分の1ほどの小さい閾値を提案したために暴露可能性の判断が難しくなった。 2016年8月に採択された改正規則の下では、英語以外の言語による表示が義務化、製品について消費者への情報提供に用いられている全ての言語に対し警告表示を行うことが § 25602(d) で規定されている (§ 25602 Consumer Product Exposure Warnings - Methods of Transmission) もの、対象言語を明確にするべきである。グローバル展開製品は、取扱説明等で多言語を使用することから、対象言語が明確に	・リスト掲載時点でNSRL (有意リスクを呈さない特定の規制レベル) を必ず公表してもらいたい。 ・消費者等の暴露可能性を評価する手順を例示してもらいたい。 ・さもなくば、警告表示が必要となる含有量を既定するべきである。 ・英語以外での警告表示は、カリフォルニア州で英語に次いで多く話されているスペイン語に限定するべき。	・プロポジション65

経由団体: 各団体の意見がどの団体を經由して提出されたかを表したものであり、表示団体を代表する「主張」「総意」等を意味するものではありません。

区分	経由団体	No	問題点	問題点内容	要望	準拠法
22				されなければ、カリフォルニア州でほとんど使われていない言語でさえも警告表示義務が生じ得ることとなり表示負担が増大する。 (変更)		
	日機輪	(4)	連邦法と州法との規制内容の不一致	例えばカリフォルニア州法と米国連邦法で同様の規制に対して要求事項や対象の定義が異なる場合がある。 (継続)	・共通規制にして頂きたい。	・CA州TITLE 20 APPLIANCE EFFICIENCY REGULATIONS / DOE Energy Conservation Standards for Battery Chargers
	日機輪	(5)	連邦法と州法による複合木材のホルムアルデヒドの認証強化、費用負担増	カリフォルニア州には、2008年に発効になったToxic Air Contaminant Identification and Control Act of 1983(有害大気汚染物質の同定及び管理法)があり、CARB(カリフォルニア大気局)による認証(又は第三者認証機関による認証)が必要とされてきた。これは、認証継続のために年間数百万円の費用(試験料等)が必要という非常に厳しい規制である。一方、2017年にアメリカ連邦法としてFormaldehyde Standards for Composite Wood Products Act of 2010(複合木材のホルムアルデヒド基準法)が発効になり、EPA(米国環境保護庁)による認証(又は第三者認証機関による認証)が必要とされることとなった。現在は移行期間中だが2019年3月より強制化される。つまり、米国に販売する場合、実質的にはカリフォルニア州法と連邦法の双方の認証を取得しなければいけないという状況になっており、合板(MDF、Particle Board含む)の製造メーカーには非常に重いコスト負担となっている。 なお、カリフォルニア州法と連邦法は実質的にまったく同じ基準となっており、移行期間である現在はCARBによる認証を取得していれば、自動的にEPA認証も取得していると思われる。しかし、2019年3月以降はEPAによる認証が必須とされているので、実際に合板メーカーはEPA認証の取得を開始している。それらの合板メーカーによれば、CARB認証に追加で半額近くの金額が必要とのこと。つまり、実質的に、ホルムアルデヒド認証の費用が1.5倍になったと言える。 直接的には合板メーカーの問題だが、この規則のため、合板を購入する際の障壁になっており、費用増(さらに手間暇も必要)のため認証を取りたがらない合板メーカーも現れており、弊社の材料調達上の問題点となっている状況。	・EPAによる認証が開始した以上、カリフォルニア州は「EPAによる認証を以て、CARB認証を取得していると見做される」という状況(現在の移行期間と逆の構図)にして頂き、速やかにこの二重認証が必要な状況を解消して頂きたい。EPAによる認証だけで良ければ、従来のCARBと同じであり、「現状維持」となるので合板メーカーの理解も得られると考える。	・カリフォルニア州法: Toxic Air Contaminant Identification and Control Act of 1983(有害大気汚染物質の同定及び管理法) ・Airborne Toxic Control Measure to Reduce Formaldehyde Emissions from Composite Wood Products(複合木製品からのホルムアルデヒド放散を削減するための空気中の有害物質制御規則) California Code of Regulations sections 93120-93120.12,title 17 ・連邦法: Formaldehyde Standards for Composite Wood Products Act of 2010(複合木材のホルムアルデヒド基準法)(USC Title 15,Chapter 53-Toxic Substances Control, Subchapter VI) ・Formaldehyde

経由団体:各個社の意見がどの団体を經由して提出されたかを表したものであり、表示団体を代表する「主張」、「総意」等を意味するものではありません。

区分	経由団体	No	問題点	問題点内容	要望	準拠法	
22	日機輸			<p>・2016年7月に発効されたカリフォルニア州で既に施行されているCARB規則と、TSCAのホルムアルデヒド放散基準は同じだが、一部要求項目が異なる(TSCA認定認証機関による認証、輸入証明規則の遵守)。 事業者は、北米出荷製品は通常、カリフォルニア州を区別した出荷は困難であるため、全米でCARBの対応を実施しているが、すべてTSCA対応に切り替える必要があり、大きな負担となっている。 またカリフォルニア州では、CARBとTSCAの2つの法令に対応する必要がある。</p>	<p>・今後、既に州法で規制されている物質をTSCAで規制する際には、州法との完全整合や、州内での州法とTSCAの対応方針(州法の終息等)を明言すべきである。</p>	Standards for Composite Wood Products(複合木材のホルムアルデヒド基準)(40 CFR part 770)	
	日機輸	(6)	環境規制の不透明	<p>・環境規制の施策の詳細情報(実施時期・実施内容など)が不透明である。</p>	<p>・関連情報の提供。</p>		
	日機輸	(7)	難燃剤の含有禁止規則	<p>・消費者製品中への特定の塩素系難燃剤の含有を禁止する規則。適用除外製品として、AV機器、ゲーム機等が列挙されているが、これらは、先行するバーモント州の子ども用製品および布・革張り家具の規制(S.81)での適用除外製品をそのままコピーしている。 バーモント州では、おそらく消費者電気製品への適用を免除する目的で、子ども用製品に該当する消費者電気製品を列挙したと考えるが、コロンビア特別区の法律は、対象製品が全消費者製品であるため、バーモント州のポリシーに倣うならば、通常の(子ども用でない)消費者電気製品も適用除外に追加すべきである。 このように免除製品の設定ポリシーがないため、産業界が混乱している。 ・子ども用製品や布・革張り製品中への全ての難燃剤の含有を禁止する規則。 対象難燃剤を特定せず、人体に有害と証明されていない物質も含めて全て禁止することは、産業界の負担を増大させ、競争力の低下を招くだけである。</p>	<p>・通常の(子ども用でない)消費者電気製品も適用除外に追加していただきたい。 ・今後、他州の法律をまねる場合、一部分だけをコピーするのではなく、法律のポリシーをくみ取った上で倣っていただきたい。</p> <p>・規制すべき難燃剤物質(CAS番号)とその根拠(有害性と人体への暴露量に基づくリスク評価結果)を明確にいただきたい。 ・また暴露リスクのない製品(消費者の手の届かない内部部品等)を免除対象にいただきたい。</p>	<p>・コロンビア特別区 Law Number L21-0108</p> <p>・メイン州H.P.138 L.D.182 ・カリフォルニア州サンフランシスコ市条例 Chapter28</p>	
23	諸制度・慣行・非 能率な行政手続	自動部品	(1)	ABTC制度の未参加	<p>・APECビジネストラベルカード(ABTC)の制度への参加を非参加国に呼び掛けていただきたい。特に短期滞在でもその国への入国にビザが必要な国においては、有用な制度である。</p>	<p>・非参加国への参加交渉をして頂きたい。</p>	

経由団体:各個社の意見がどの団体を經由して提出されたかを表したものであり、表示団体を代表する「主張」「総意」等を意味するものではありません。

区分	経由団体	No	問題点	問題点内容	要望	準拠法
25 政府調達	日鉄連	(1)	政府調達のバイ・アメリカン法による内外差別	<p>・2009年2月、米国再生・再投資法における鉄鋼等のバイ・アメリカン条項が成立。本法に基づいて実施される政府関連公共事業に使用される鉄鋼製品と一般工業品に米国製品の使用を義務付けている。対象となる公共事業には空港、橋梁、運河、ダム、堤防、パイプライン、鉄道、公共輸送システム、道路、トンネル、港湾、棧橋等の建設、改築、維持・修復が含まれている。</p> <p>WTOの政府調達協定(GPA)加盟国は対象とならないため日本鉄鋼業に直接的な不利益は生じていないが、本制度によって米国市場を締め出された中国等GPA非加盟国の鋼材が第三国へ迂回輸出されることが想定されるため、米国以外の市場での健全な貿易環境維持への間接的な悪影響が懸念される。</p> <p>・2017年1月24日、トランプ大統領が「Construction of American Pipelines」とい大統領令に署名。商務長官に対して米国内で新規建設、修繕、延長等が行われるパイプラインにおいて米国産材を(国内法)最大限使用する計画を150日以内に大統領に提出することを求めている(2017年8月4日現在、大統領令署名から150日以上が経過しているが、未だ計画が公表されていない)。</p> <p>鉄鋼製品については、米国内で溶解段階を経て生産されたものが米国産材と定義されており、米国産の半製品を用いて外国で生産されたもの、および外国産の半製品を用いて米国内で生産されたものについては、米国産とならない旨、規定されている。</p> <p>2017年4月18日、トランプ大統領が「Buy American and Hire American」という大統領令に署名。各連邦政府各機関に対して米国製品購入の最大化に向けた方策を大統領令署名から150日以内に検討することを求めている他、商務省とUSTRに対して自由貿易協定(FTA)やWTO政府調達協定がバイ・アメリカン条項実施の障害になっていないかを150日以内に調査することなどを求めている。</p>	<p>・WTO政府調達協定に整合的な運用。</p>	<p>・バイ・アメリカン条項</p>
	日鉄連	(2)	防衛装備品輸出に対するQuality Assurance(QA)の日本現地での実施	<p>・防衛装備品に関し、特殊金属などの供給源の米国内限定・国産化要請は「相互の防衛調達に関する日米間覚書」(RDP-MOU: Reciprocal Defense Procurement-Memorandum of Understanding)(2016年6月4日)の締結により改善され、米国が日本から装備品を輸入する際の法規制が撤廃されることとなった。</p> <p>問題点としてRDP-MOUに従い輸出する防衛装備品のQuality Assurance(QA)は、米国防契約管理局(DCMA: Defense Contract Management Agency)が直接日本の現場に乗り込み実施するため、対応に多大な労力・時間・コストがかかることとなる。</p>	<p>・RDP-MOUのAnnexとして相互に自国のQA監査を代替するQA Service MOUを締結していただきたい。</p> <p>・また、その為には日本側においてもQAに対応する組織・能力の構築を要する。</p>	<p>・Buy-American Act,</p> <p>・Berry Amendment</p> <p>・RDP-MOU</p> <p>・QA Service MOU (RDP-MOU Annex)</p>
26 その他	電線工	(1)	ストライキによる港湾機能停止のリスク	<p>・雇用者(PMA)と港湾労働者(ILWU)の間の紛争に起因するVessel-Port輸送インフラの信頼性が欠如している。(継続)</p>	<p>・混雑の改善を米国政府に要望する。</p>	

経由団体: 各団体の意見がどの団体を經由して提出されたかを表したものであり、表示団体を代表する「主張」「総意」等を意味するものではありません。

区分	経由団体	No	問題点	問題点内容	要望	準拠法
26	電線工			定期的な雇用者(PMA)と港湾労働者(ILWU)の間の紛争に起因し、輸送ルートや輸送手段の変更を余儀なくされ、輸送コストや在庫が増大した。	・ストライキ等の事象に左右されない信頼における港湾機能の確保。	
	日機輸	(2)	駐在員子女の教育環境	・オースティンはIT企業を始め多くの企業が拠点を置き、現在も拡大を続ける注目のビジネス都市である。日本企業も進出し、駐在員を継続的に派遣している。家族帯同駐在員にとっては現地での子女教育が課題になり、多くの家庭は現地学校の他、休日に日本語補習学校に子供を通学させている。しかし、オースティンの日本語補習校は主にボランティアによる運営のため教育の質が保証されていない。この状況は、社員の単身赴任や駐在機会の損失に繋がりがねない。 現在も進展なし。(2018年1月時点)	・日本企業の進出支援、更なる発展へ向けた駐在員環境改善案の一つとして、テキサス州オースティンにおける日本語補習学校の充実のための施策を政府関係機関へ働きかけいただきたい。	